

町田市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年(2 0 1 9 年) 2 月 2 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立公園条例の一部を改正する条例

町田市立公園条例（昭和45年12月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1 芹ヶ谷公園の項を次のように改める。

芹ヶ谷公園	芹ヶ谷公園運動広場
	芹ヶ谷公園駐車場

別表第2の3の表相原中央グラウンドの項の次に次のように加える。

芹ヶ谷公園運動広場	2時間	午前9時から午後5時まで	同左
-----------	-----	--------------	----

別表第3中 「相原中央グラウンド」 を 「相原中央グラウンド 芹ヶ谷公園運動広場」 に改める。

別表第4の2の表道路交通法第3条に規定する中型自動車の項第2号中「サン町田旭体育館駐車場及び町田中央公園駐車場」を「前2号に掲げる駐車場」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 芹ヶ谷公園駐車場 1, 000円

別表第4の2の表道路交通法第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車の項第1号中「及び町田中央公園駐車場」を「、町田中央公園駐車場及び芹ヶ谷公園駐車場」に改め、同項第2号中「サン町田旭体育館駐車場及び町田中央公園駐車場」を「前号に掲げる駐車場」に改め、同表備考3中「及び町田中央公園駐車場」を「、町田中央公園駐車場又は芹ヶ谷公園駐車場」に改める。

別表第4の3(1)ア(ア)の表相原中央グラウンドの項の次に次のように加える。

芹ヶ谷公園運動 広場	2時間	1, 050 円	2, 100 円	3, 150 円	4, 200 円
---------------	-----	-------------	-------------	-------------	-------------

別表第4の3(1)ア(イ)の表相原中央グラウンドの項の次に次のように加える。

芹ヶ谷公園運動 広場	2時間	21,000 0円	26,250 0円	31,500 0円	36,750 0円
---------------	-----	--------------	--------------	--------------	--------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において町田市規則で定める日から施行する。

(町田市立公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 町田市立公園条例の一部を改正する条例（平成30年9月町田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

「

別表第2の3の表の改正規定中

相原中央グラウンド	2時間
-----------	-----

午前7時から	同左
午後9時まで	

を削る。

」

別表第4の2の表道路交通法第3条に規定する中型自動車の項の改正規定中「第2号中「及び町田中央公園駐車場」を「、町田中央公園駐車場及び鶴間公園駐車場」を「第3号中「前2号」を「前3号」に改め、「同号」の次に「を同項第4号とし、同項第2号」を加える。

別表第4の2の表道路交通法第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車の項の改正規定中「及び町田中央公園駐車場」を「、町田中央公園駐車場及び鶴間公園駐車場」を「前号」を「前2号」に改める。

- 3 町田市立公園条例の一部を改正する条例（平成30年12月町田市条例第47号）

の一部を次のように改正する。

第2条中町田市立公園条例別表第4の2の表道路交通法第3条に規定する中型自動車の項、同表道路交通法第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車の項及び同表備考3の改正規定並びに別表第4の4の表小野路公園会議室5の項の次に1項を加える改正規定を次のように改める。

別表第4の2の表道路交通法第3条に規定する中型自動車の項第3号中「芹ヶ谷公園駐車場」を「薬師池公園駐車場、薬師池西公園駐車場及び芹ヶ谷公園駐車場」に改め、同表道路交通法第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車の項第1号及び備考3中「町田中央公園駐車場」の次に「、薬師池公園駐車場、薬師池西公園駐車場」を加え、別表第4の4の表小野路公園会議室5の項の次に次のように加える。

薬師池西公園 体験工房（調 理・工作室）	2時間	2, 100 円	4, 200 円	6, 300 円	8, 400 円
----------------------------	-----	-------------	-------------	-------------	-------------

町田市立公園条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表第1（第7条関係）				別表第1（第7条関係）			
都市公園名		有料公園施設の名称		都市公園名		有料公園施設の名称	
略		略		略		略	
芹ヶ谷公園		芹ヶ谷公園運動広場		芹ヶ谷公園		芹ヶ谷公園駐車場	
		芹ヶ谷公園駐車場					
別表第2（第7条関係）				別表第2（第7条関係）			
1・2 略				1・2 略			
3 運動施設				3 運動施設			
有料公園施設の名称	利用単位	利用時間	専用利用時間	有料公園施設の名称	利用単位	利用時間	専用利用時間
略	略	略	略	略	略	略	略
相原中央グラウンド	2時間	午前7時から午後9時まで	同左	相原中央グラウンド	2時間	午前7時から午後9時まで	同左
芹ヶ谷公園運動広場	2時間	午前9時から午後5時まで	同左				
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略				備考 略			
4 略				4 略			
別表第3（第7条関係）				別表第3（第7条関係）			
有料公園施設の名称		休館日・休場日		有料公園施設の名称		休館日・休場日	

町田市立公園条例新旧対照表

改正後		改正前	
略	略	略	略
略 相原中央グラウンド <u>芹ヶ谷公園運動広場</u> 略	(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで	略 相原中央グラウンド 略	(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
別表第4（第8条、第8条の2、第21条関係）		別表第4（第8条、第8条の2、第21条関係）	
1 略		1 略	
2 駐車場		2 駐車場	
自動車の区分	駐車料金	自動車の区分	駐車料金
略	略	略	略
道路交通法第3条に規定する中型自動車	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) 略 (2) <u>芹ヶ谷公園駐車場</u> 1,000円 (3) <u>前2号に掲げる駐車場以外の駐車場</u> 指定日にあつては1,000円、指定日以外の日にあつては無料	道路交通法第3条に規定する中型自動車	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) 略 (2) <u>サン町田旭体育館駐車場及び町田中央公園駐車場以外の駐車場</u> 指定日にあつては1,000円、指定日以外の日にあつては無料
道路交通法第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) <u>サン町田旭体育館駐車場、町田中央公園駐車場及び芹ヶ谷公園駐車場</u> 時間制による駐車料金	道路交通法第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) <u>サン町田旭体育館駐車場及び町田中央公園駐車場</u> 時間制による駐車料金

町田市立公園条例新旧対照表

改正後				改正前					
		(2) 前号に掲げる駐車場以外の駐車場 指定日 にあつては時間制による駐車料金、指定日以外の 日にあつては無料				(2) サン町田旭体育館駐車場及び町田中央公園 駐車場以外の駐車場 指定日にあつては時間制 による駐車料金、指定日以外の日にあつては無料			
備考				備考					
1・2 略				1・2 略					
3 無料時間内に駐車場から退場し、かつ、再度当該駐車場に同一の 自動車を駐車した場合において、当該退場をした時刻から当該再度 駐車をした時刻までの時間が15分以内であるときは、当該時間も 継続して駐車をしていたものとみなす。ただし、当該駐車場がサン 町田旭体育館駐車場、町田中央公園駐車場又は芹ヶ谷公園駐車場で ある場合については、この限りでない。				3 無料時間内に駐車場から退場し、かつ、再度当該駐車場に同一の 自動車を駐車した場合において、当該退場をした時刻から当該再度 駐車をした時刻までの時間が15分以内であるときは、当該時間も 継続して駐車をしていたものとみなす。ただし、当該駐車場がサン 町田旭体育館駐車場及び町田中央公園駐車場である場合について は、この限りでない。					
3 運動施設				3 運動施設					
(1) 施設利用料金				(1) 施設利用料金					
ア 専用利用の場合の利用料金				ア 専用利用の場合の利用料金					
(ア) スポーツに利用する場合				(ア) スポーツに利用する場合					
有料公園施設の 名称等	利用 単位	入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	入場料の徴収又はこれに類する取 扱いをする場合			入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	入場料の徴収又はこれに類する取 扱いをする場合		
			入場料が 1,00 0円以下 の金額の とき。	入場料が 1,00 0円を超 え3,0 00円未	入場料が 3,00 0円以上 の金額の とき。		入場料が 1,00 0円以下 の金額の とき。	入場料が 1,00 0円を超 え3,0 00円未	入場料が 3,00 0円以上 の金額の とき。

町田市立公園条例新旧対照表

改正後						改正前					
				満の金額 のとき。						満の金額 のとき。	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
相原中央グラウ ンド	2時 間	2,09 0円	4,19 0円	6,28 0円	8,38 0円	相原中央グラウ ンド	2時 間	2,09 0円	4,19 0円	6,28 0円	8,38 0円
芹ヶ谷公園運動 広場	2時 間	1,05 0円	2,10 0円	3,15 0円	4,20 0円						
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略						備考 略					
(イ) その他の事業等に利用する場合						(イ) その他の事業等に利用する場合					
有料公園施設の 名称等	利用 単位	入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをして ない場合	入場料の徴収又はこれに類する取 扱いをする場合								
			入場料が 1,00 0円以下 の金額の とき。	入場料が 1,00 0円を超 え3,0 00円未 満の金額 のとき。	入場料が 3,00 0円以上 の金額の とき。						
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
相原中央グラウ	2時	41,9	52,3	62,8	73,3	相原中央グラウ	2時	41,9	52,3	62,8	73,3

町田市立公園条例新旧対照表

改正後							改正前						
ンド		間	00円	80円	50円	30円	ンド		間	00円	80円	50円	30円
芹ヶ谷公園運動 広場		2時 間	21,0 00円	26,2 50円	31,5 00円	36,7 50円							
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略 イ 略 4・5 略							備考 略 イ 略 4・5 略						

町田市立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第2項による改正）

改正後				改正前			
別表第2の2の表鶴間公園駐車場の項中「午前8時30分から午後7時30分まで」を「午前6時30分から午後10時まで」に改め、別表第2の3の表中				別表第2の2の表鶴間公園駐車場の項中「午前8時30分から午後7時30分まで」を「午前6時30分から午後10時まで」に改め、別表第2の3の表中			
「				「			
町田中央公園テニスコート	2時間	午前9時から 午後7時まで	同左	<u>相原中央グラウンド</u>	<u>2時間</u>	<u>午前7時から</u> <u>午後9時まで</u>	<u>同左</u>
鶴川中央公園テニスコート				町田中央公園テニスコート	2時間	午前9時から 午後7時まで	同左
鶴川第2テニスコート							
鶴間公園テニスコート							
野津田公園テニスコート							
相原中央テニスコート	2時間	午前7時から 午後9時まで	同左	相原中央テニスコート	2時間	午前7時から 午後9時まで	同左
」				」			
「				「			
鶴間公園グラウンド	2時間	午前9時から 午後9時まで	同左	<u>相原中央グラウンド</u>	<u>2時間</u>	<u>午前7時から</u> <u>午後9時まで</u>	<u>同左</u>
鶴間公園多目的広場	2時間	午前9時から	同左	鶴間公園グラウンド	2時間	午前9時から 午後9時まで	同左
				鶴間公園多目的広場	2時間	午前9時から	同左

町田市立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第2項による改正）

改正後				改正前			
	間	午後5時まで			間	午後5時まで	
町田中央公園テニスコート	2時間	午前9時から 午後7時まで	同左	町田中央公園テニスコート	2時間	午前9時から 午後7時まで	同左
鶴川中央公園テニスコート	2時間	午前9時から 午後7時まで	同左	鶴川中央公園テニスコート	2時間	午前9時から 午後7時まで	同左
鶴川第2テニスコート	2時間	午前9時から 午後7時まで	同左	鶴川第2テニスコート	2時間	午前9時から 午後7時まで	同左
野津田公園テニスコート	2時間	午前9時から 午後7時まで	同左	野津田公園テニスコート	2時間	午前9時から 午後7時まで	同左
相原中央テニスコート	2時間	午前7時から 午後9時まで	同左	相原中央テニスコート	2時間	午前7時から 午後9時まで	同左
鶴間公園テニスコート	2時間	午前9時から 午後9時まで	同左	鶴間公園テニスコート	2時間	午前9時から 午後9時まで	同左
鶴間公園多目的室	2時間	午前9時から 午後9時まで	同左	鶴間公園多目的室	2時間	午前9時から 午後9時まで	同左

改める。

別表第4の2の表道路交通法第3条に規定する中型自動車の項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 略

町田市立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第2項による改正）

改正後	改正前
<p>別表第4の2の表道路交通法第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車の項第2号中「<u>前号</u>」を「<u>前2号</u>」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。</p> <p>(2) 略</p>	<p>別表第4の2の表道路交通法第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車の項第2号中「<u>及び町田中央公園駐車場</u>」を「<u>、町田中央公園駐車場及び鶴間公園駐車場</u>」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。</p> <p>(2) 略</p>

町田市立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第3項による改正）

改正後	改正前
<p>別表第4の2の表道路交通法第3条に規定する中型自動車の項第3号中「<u>芹ヶ谷公園駐車場</u>」を「<u>薬師池公園駐車場、薬師池西公園駐車場及び芹ヶ谷公園駐車場</u>」に改め、同表道路交通法第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車の項第1号及び備考3中「<u>町田中央公園駐車場</u>」の次に「<u>薬師池公園駐車場、薬師池西公園駐車場</u>」を加え、別表第4の4の表小野路公園会議室5の項の次に次のように加える。</p> <div data-bbox="203 844 1104 895" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div>	<p>別表第4の2の表道路交通法第3条に規定する中型自動車の項第3号中「<u>サン町田旭体育館駐車場、町田中央公園駐車場及び鶴間公園駐車場</u>」を「<u>前3号に掲げる駐車場</u>」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。</p> <p>(3) <u>薬師池公園駐車場及び薬師池西公園駐車場 1,000円</u></p> <p>別表第4の2の表道路交通法第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車の項第1号中「<u>及び町田中央公園駐車場</u>」を「<u>、町田中央公園駐車場、薬師池公園駐車場及び薬師池西公園駐車場</u>」に改め、同項第3号中「<u>サン町田旭体育館駐車場、町田中央公園駐車場及び鶴間公園駐車場</u>」を「<u>前2号に掲げる駐車場</u>」に改め、同表備考3中「<u>及び町田中央公園駐車場</u>」を「<u>、町田中央公園駐車場、薬師池公園駐車場及び薬師池西公園駐車場</u>」に改め、別表第4の4の表小野路公園会議室5の項の次に次のように加える。</p> <div data-bbox="1176 844 2076 895" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div>